令和6年10月23日

青森県教育委員会第331回臨時会

期 日 令和6年10月23日(水) 場 所 教育委員会室

会 議 次 第

1	開	会
_	1713	\rightarrow

2 議 案		
○議案第1号	令和7年度青森県教育委員会事務局及び教育機関	
	(学校を除く。)の職員人事異動方針案について	1
○議案第2号	令和7年度県費負担教職員人事異動方針案につい	
	T	3
○議案第3号	令和7年度県立学校職員人事異動方針案について	5
○議案第4号	令和7年度青森県立高等学校及び青森県立中学校	
	入学者募集人員について	7
○議案第5号	令和7年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻	
	科入学者募集人員について	. 1

3 閉 会

議案第1号

令和7年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 (学校を除く。)の職員人事異動方針案について

令和7年度青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員 人事異動方針を次のとおり定める。

令和7年度青森県教育委員会事務局及び教育機関 (学校を除く。)の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)の職員の人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう次の方針により行うものとする。

1 基本方針

- (1) 特性、能力、職務上の経験等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (2) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (3) 学校及び知事部局等他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (4) 若手職員の人材育成に特に留意する。
- (5)能力、成果重視の昇任を行う。

2 実施方針

- (1)次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している 職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。
 - ア 役付職員(総括主幹級以上の職員、サブマネージャーである主幹級の職員並びに出先機関及び教育機関の副課長以上の主幹級の職員をいう。以下同じ。)にあっては、同一の職に3年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として5年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に7年以上勤務している者
 - イ 役付職員以外の職員(技能労務職員を除く。)にあっては、同一の 所属所に5年以上勤務している者
 - ウ 技能労務職員にあっては、同一の所属所に長期間(おおむね10年) 勤務している者
 - エ 指導主事及び社会教育主事にあっては、同一の所属所に5年以上勤 務している者
- (2) 女性職員については、その個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用及び従事業務の拡大に配慮する。
- (3) 近親者(四親等以内)の同一所属所への配置は行わないものとする。
- (4) 主査級以下の若手職員については、計画的に多分野の業務を経験させるジョブローテーションの実施や長期研修への派遣等により、能力の育成、開発を図る。
- (5) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の 成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第2号

令和7年度県費負担教職員人事異動方針案について

令和7年度県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和7年度県費負担教職員人事異動方針

全県的な視野に立って、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を 期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立 学校の県費負担教職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (4) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (5) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、 特に所持免許状の教科(又は得意教科)を十分考慮する。
- (2) 同一校勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- (3) 同一校勤務10年以上の者は、努めて転任させる。
- (4) 同一町村に引き続き10年以上勤務した者及び同一市に引き続き15年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (5) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (6) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (7) 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- (8) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として3年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (9) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者 名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (10) 特別支援学級担当者については特に意を用い、特別支援教育の専門性を有する教員を適正に配置するように努める。
- (11) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

議案第3号

令和7年度県立学校職員人事異動方針案について

令和7年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

令和7年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

1 基本方針

- (1) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (2) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (3) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校、高等学校の各課程間の相互の交流を図る。
- (4) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (5) 勤務校の固定化の解消に努める。
- (6) 広域にわたる人事の交流を推進する。

2 実施方針

- (1) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (2) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。
- (3) 同一校(全日制・定時制・通信制の各課程はそれぞれ1校と見なす。以下同じ。) 勤務3年未満の者は、原則として転任させない。
- (4) 同一校勤務10年以上の者は、原則として転任させる。
- (5) 定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (6) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (7) 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- (8) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (9) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

議案第4号

令和7年度青森県立高等学校及び青森県立中学校 入学者募集人員について

令和7年度青森県立高等学校及び青森県立中学校入学者募集人員を、次のとおり定める。

1 令和7年度青森県立高等学校(全日制の課程)入学者募集人員

学		校		名	学		科	募集人員
青森県立	青		森	高等学校	普	通	科	240
青森県立	青	森	西	高等学校	普	通	科	240
青森県立	青	森	東	高等学校	普	通	科	240
_					普	通	科	160
青森県立	青	森	北	高等学校	ス	ポーツ科学	: 科	40
						計		200
					普	通	科	120
青森県立	青	森	南	高等学校	グ	ローバル探算	12 科	40
					·	計		160
青森県立	青	森中	央	高等学校	総	合 学	科	160
青森県立	浪		畄	高等学校	普	通	科	70
					普	通	科	160 200
青森県立	五.	所 川	原	高等学校	_理	数	科	40 5 200
						計		200
青森県立	木		造	高等学校	総	合 学	科	160
青森県立	鰺	ケ	沢	高等学校	普	通	科_	40
青森県立	弘		前	高等学校	普	通	科	240
青森県立	弘	前中	央	高等学校	普	通	科	240
青森県立	弘	前	南	高等学校	普	通	科	200
					普	通	科	120
青森県立	黒		石	高等学校		報デザイン	<u> </u>	40
月林尔丛	744		^H	问分子仪	_看	護	科	40
						計		200
青森県立	三	本	木	高等学校	普	通	科	240
青森県立	三		沢	高等学校	普	通	科	240
青森県立	野	辺	地	高等学校	普	通	科	80
青森県立	七		戸	高等学校	総	合 学	科	120
					_ 普	通	科	80
青森県立	百		石	高等学校	_食	物調理	科	40
						計		120
青森県立	六	ケ	所	高等学校	普	通	科	40
青森県立	田	名	部	高等学校	普	通	科	200
青森県立			湊	高等学校	総	合 学	科	160
青森県立	大		間	高等学校	普	通	科	70

学	 校	名	学		科	募集人員
青森県立 八	戸	高等学校	普	通	科	240
	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	普		科	200
青森県立 八	戸 東	高等学校	表	 現	科	30
				計		230
青森県立 八	戸 北	高等学校	普	通	科	200
			普	通	科	200
青森県立 八	戸 西	高等学校	スポー	- ツ科:	学 科	40
				計		240
青森県立三	戸	高等学校	普	通	科	40
			_生物	生産		35
 青森県立 五戸	斤川原農林	高等学校	_環 境	科 学		35
		间分子区	食品	科学	科_	35
			<u> </u>	計		105
			生物	生産		35
 青森県立 柏	木農業	高等学校	環境	工学	_	35
14 VAN N 1H		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	食 品	<u>科</u> 学	<u>科</u>	35
			74:	計	61	105
			普	通	<u>科</u>	70
			植物	科学	<u>科</u>	35
│ │ 青森県立 三本	木農業恵拓	高等学校	動物	科学		35
1	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , ,	環境	工学		35
			食品	科学	<u>科</u>	35
			↓ ₩	計	1)	210
	h ++ 曲 ++:	古体兴坛	生物	<u>生産</u> ノステ、		35
青森県立 名/	久 井 農 業	高等学校	_環 境 🤅	<u>イスケー</u> 計	ム 科_	35
			海洋	生 産	科	70 35
				<u>主</u> 食品		35
青森県立 八	戸 水 産	高等学校	<u>水 産</u> 水 産	<u> </u>		35
				工 <u>于</u> 計	17_	105
			機	械	科	35
				気	———— 科	35
			電	子	科	35
│ │ 青森県立 青	森工業	高等学校	<u></u> 情 報			35
14 //12 /17	- /K	14 4 1 1	建	英	科	35
			都市	環境		35
				計		210
			普	通	科	70
			機	械	科	35
青森県立 五戸	斤川 原 工 科	高等学校	電子	機械		35
			電	気	科	35
				計		175

学			学科	募集人員
			機械科	35
			電 気 科	35
			電 子 科	35
青森県立	弘 前 工 業	高等学校	情報技術科	35
			土 木 科	35
			建築科	35
			建 築 科 計	210
			機械・エネルギー科	35
			電気科	35
青森県立	十和田工業	高等学校	電子科	35
			建築科	35
			計	140
			機械科	35
青森県立	むっ工業	高等学校	電気科	35
		问分子仪	設備・エネルギー科	35
			計	105
			機 械 科	35
			電 気 科	35
	_		<u>電 子 科</u>	35
青森県立	八戸工業	高等学校	土 木 科	35
			建築科	35
			材料技術科	35
			計	210
t t	-to to the site	1. 66. 36.11.	商業科	$\frac{160}{40}$ 200
青森県立	青 森 商 業	高等学校	情報処理科	40
			計	200
			商業科	80
			情報処理科	40
青森県立	弘 前 実 業	高等学校	家 庭 科 学 科 服飾デザイン科	40
				40
			スポーツ科学科	40
			計	240
	一 加	古ᄷᄊ	商業科	$\{80\}$ 120
青森県立	三沢商業	高等学校	情報 処理 計	40
				120
	// 三 本 米	古体兴长	商業科	80
青森県立	八戸商業	高等学校	情報処理科	40
		⇒ 1.	計	120
		合 計		7, 135

- (注1) 青森東高等学校、青森中央高等学校、木造高等学校、弘前南高等学校、七戸高等学校、田名部高等学校、大湊高等学校及び八戸北高等学校は、単位制による課程である。
- (注2) 五所川原高等学校において、普通科と理数科とのくくり募集を行う。
- (注3) 三本木高等学校は併設型中高一貫教育を行っているため、募集人員には三本木高等学校附属中学校から入学する生徒数が含まれる。
- (注4) 青森商業高等学校及び三沢商業高等学校において、商業科と情報処理科と のくくり募集を行う。

2 令和7年度青森県立高等学校(定時制の課程)入学者募集人員

学	校	名	学					科	募集人員		
						午	前	部	40		
 青森県立	- 나 기	高等学校	普	况	科	午	後	部	40		
	北 斗	向守子仪	首	通	什	夜	間	部	40		
							計		120		
青森県立	五所川原	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
						I		部	40 80		
 青森県立	尼L炒A	高等学校	4/1	合 学	4 31	П		部	40 \int 80		
	尼 上 菘 石	向守子仪	形容	口子	什	Ш		部	40		
									計		120
青森県立	三 沢	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
青森県立	田名部	高等学校	普	通	科	夜	間	部	40		
						午	前	部	40		
 青森県立	ланн	高等学校	普	7史	4 31	午	後	部	40		
	八万甲芡	同守子仪		囲	通科	夜	間	部	40		
							計		120		
		合 計							480		

- (注1) 定時制の課程は、単位制による課程である。
- (注2) 尾上総合高等学校においては、Ⅰ部とⅡ部を合わせて募集する。

3 令和7年度青森県立高等学校(通信制の課程)入学者募集人員

学	校	名	学		科	募集人員
青森県立	北 斗	高等学校	普	通	科	200
青森県立	尾上総合	高等学校	普	通	科	150
青森県立	八戸中央	高等学校	普	通	科	150
	合	計				500

- (注1) 通信制の課程は、単位制による課程である。
- (注2) 募集人員には、後期入学に係る募集人員を含む。

4 令和7年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員

学	ħ	交			名	学		科	募集人員
主 本旧七 /	一	→	産	古鱼	等学校	漁	業	科	10
青森県立ノ		水)生		守子仪	機	関	科	10
		合		計					20

5 令和7年度青森県立中学校入学者募集人員

学	校	名	募集人員
青森県立	三本木高等学校附属中	学校	66

議案第5号

令和7年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科 入学者募集人員について

令和7年度青森県立特別支援学校高等部及び専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

1 令和7年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員

学	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	名	学		科	募集人員
			普	通	科	11
青森県立	盲 学	校	保	健 理	療科	8
				計		19
青森県立	青 森 聾 学	校	普	通	科	11
青森県立	青森第二養護学	校	普	通	科	30
青森県立	青森若葉養護学	校	普	通	科	11
青森県立	青森第一高等養護学	校	普	通	科	28
青森県立	青森第二高等養護学	校	産	業	科	32
青森県立	浪 岡 養 護 学	校	普	通	科	17
青森県立	森 田 養 護 学	校	普	通	科	14
青森県立	弘 前 第 一 養 護 学	校	普	通	科	11
青森県立	弘 前 第 二 養 護 学	校	普	通	科	6
青森県立	黒 石 養 護 学	校	普	通	科	11
青森県立	七 戸 養 護 学	校	普	通	科	22
青森県立	むっ養護学	校	普	通	科	14
青森県立	八戸第一養護学	校	普	通	科	20
			普	通	科	38
青森県立	八戸高等支援学	校	産	業	科	16
				計		54
	合	•				300

2 令和7年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員

学		校	名		学 科		募集人員
青森県立	宣	学	校	理	療	科	8